

令和7年度 ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業募集要領

長野県の自然豊かな山岳高原観光地を、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して楽しめる信州ユニバーサルツーリズムを推進するため、令和7年度ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業の補助対象事業を次のとおり募集します。

1 趣 旨

長野県では、自然豊かなフィールド(山岳高原観光地)を、年齢や障がいの有無に関わらず、どなたでも安心して楽しんでいただける信州ユニバーサルツーリズムを推進しており、次の事項を目指しています。

社会システムの中に広くユニバーサルの視点を根付かせること

- (1) 高齢者や、障がい等をお持ちの方とともに、同行される家族・友人など全ての方に長野県の観光地を安心・安全に旅行をしてもらう。
- (2) ユニバーサルツーリズムの普及にあたり、長野県最大の特徴である山岳高原を誰にでも気軽に楽しんでもらえるよう、環境の整備を図る。
- (3) 長野県内の観光地域へのユニバーサルツーリズムの普及拡大、および周辺地域等に対しユニバーサルツーリズムの普及・啓発等の活動を行う。

上記の推進を図る事業者に対して、山岳高原等の観光地で利用する車いすの導入等に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

2 交付対象者(交付要綱第2より)

信州ユニバーサルツーリズムを積極的に推進し、広く周辺地域への普及・啓発を実施する、次に掲げる者とします。

- (1) 長野県内の市町村、広域連合及び一部事務組合
 - (2) 長野県内に事務所を有し、ユニバーサルツーリズムの推進に係る公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で下記の要件を満たす者
 - ア 現に活動を行っていること
 - イ 補助金活用事業に係る経費について、適正な執行・管理を行うことができる団体であること
 - (3) 長野県内に事務所を有する観光事業者、宿泊事業者又は交通事業者
- ※ 市町村、広域連合及び一部事務組合が構成員として参加する実行委員会及び協議会等が行う事業については、当該実行委員会及び協議会を交付対象者とします。

3 補助対象事業等(交付要綱第3より)

- (1) 補助対象経費・事業内容等

補助対象経費・事業内容等は下表のとおりです。

なお、交付対象者1者あたり100万円を補助上限額とします。

(1)	ア 補助対象	バリアフリー環境整備が困難な場所で利用されることを目的とした介助用車いす本体又は車いすの運行を補助する器具（以下、「介助用車いす等」という。）の導入経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1台30万円を上限額とする
	エ 補助下限額	交付対象者1者あたり5万円を下限とする。
	オ 補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすもの (ア) 長野県のユニバーサルツーリズムの推進を図る目的で利用されるもの (イ) 日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)を取得したもの、又は日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)に準じたもの (ウ) 県内観光地等において、観光客を中心とした多くの者の利用されるもの (エ) 指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するもの
	カ 補助対象経費	(ア) 機器本体の導入に係る経費 (イ) 購入機器本体の公式オプション品の導入に係る経費 (ウ) 購入時の運送費、組み立て等の作業経費
(2)	ア 補助対象	操縦者を必要とする着座型のスキー(以下、「着座型スキー」という。)の導入経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1台70万円を上限額とする。
	エ 補助要件	次に掲げる要件をすべて満たすもの (ア) 長野県のユニバーサルツーリズムの推進を図る目的で利用されるもの (イ) 日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)を取得したもの、又は日本工業規格(JIS)若しくは他外国の工業規格(CN, EN, ANSI 等)に準じたもの (ウ) 県内観光地等において、観光客を中心とした多くの者の利用されるもの (エ) 指導者や操縦者等により、安全対策に万全を期するもの
	オ 補助対象経費	(ア) 機器本体の導入に係る経費 (イ) 購入機器本体の公式オプション品の導入に係る経費 (ウ) 購入時の運送費、組み立て等の作業経費
	カ 補助対象経費	(ア) 機器本体の導入に係る経費 (イ) 購入機器本体の公式オプション品の導入に係る経費 (ウ) 購入時の運送費、組み立て等の作業経費
(3)	ア 補助対象	(2)の着座型スキーの導入にあたり、操縦者を育成するために行う講習（以下、「操縦者講習」という。）の経費
	イ 補助率	2分の1以内
	ウ 補助上限額	1人5万円(2人分まで)を上限額とする。
	エ 補助要件	本補助金において着座型スキーの導入を行う団体
	オ 補助対象経費	(ア) 講師に対する報償費、旅費および講習料 (イ) 講師に関する施設利用料 (ウ) 講習に必要な機器や会場の利用料

(2) 前記の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象としません。

ア 県又は市町村が交付する他の補助金等の交付を受けた事業

イ 国の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

ウ 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

エ 分担金又は負担金としての市町村支出事業

オ 宗教的活動に関する事業

カ 政治的活動に関する事業

キ 公序良俗に反する事業

ク 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

ケ 本補助金の交付を過去に受けた事がある事業

4 応募方法

(1) 補助金の交付を希望する場合、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業計画書（交付要領別記様式第1号）（以下、「事業計画書」という。）を1部提出してください。

(2) 前号の書類を、募集締切日時までに、観光誘客課に持参、又は郵送により提出してください（郵送の場合は当日消印有効）。

※ 書類提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

※ 採択の結果に関わらず応募書類は返却しません。

5 募集期間

募 集 開 始 ： 令和7年8月5日（火）

募集締切日時： 令和7年10月1日（水）17時（必着）（郵送の場合は当日消印有効）

※ 締切前であっても予算上限に達し次第、事業を終了します。

6 選定事業者数

予算の範囲内で選定します。

なお、選定は、事業計画書の提出順（県による受理順）に従って行います。

7 選定方法

提出された事業計画書の内容について、次の選定基準に基づき選定を行います。

項 目	観 点
最重点 審査項目	① 導入機器について、長野県の最大の特徴である山岳高原を誰にでも気軽に楽しんでもらえるようにするため、特色を活かした機器の導入・活用の方法であるか。
重点 審査項目	② 導入する機器に対して、指導者や操縦者を養成しているか、または今後予定しているか。 ③ 障がい児（者）を含む学習旅行の受入れを積極的に行っているか、または今後予定しているか。

	④ 周辺の観光地に対して、障がい児（者）および高齢者等の受入れやユニバーサルツーリズムの知識の普及を行っているか、または予定しているか。 ⑤ 要望があれば、他の観光地にも貸出せるよう窓口等を設置することとしているか。
審査項目	⑥ 障がい児（者）や高齢者等の受入環境や体制（トイレ、スロープ等の整備、支援スタッフの養成等）が整っているか、または今後予定しているか。 ⑦ 他の観光地・施設と連携して学習旅行の誘致を実施しているか、または今後予定しているか。 ⑧ 障がい児（者）や高齢者等を受け入れている、ユニバーサルツーリズム対応の観光地としての広く情報発信・PRをしているか、または今後予定しているか。 ⑨ 関係団体等と、ユニバーサルツーリズム受入れに関する連携を実施しているか、または今後予定しているか。

8 補助事業の手順

補助事業は、原則として次の手順により実施することとします。

(1) 実施前(交付の内示～交付決定)

県は、上記6により提出された事業計画書について、内容を審査の上、補助対象として適当と認められる場合は、交付決定の内示を補助対象事業者へ通知します。内示を受けた補助対象事業者は、別に県の定める日時までに、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付申請書（交付要領別記様式第2号）を提出してください。交付申請書の内容に基づき、交付の決定を行います。

(2) 実施

交付決定を受けた補助対象事業者は、速やかに事業を開始し、事業実施期間内に機器の導入および講習を実施し、全ての経費の支払いを済ませてください。

(3) 実施後(事業の報告)

交付決定を受けた事業者は、事業終了後15日以内または、募集年度の3月1日のいずれかの早い日までに事業実績をユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業実績報告書（交付要領別記様式第7号）により、報告してください。担当職員による検査後、額の確定を行い、補助対象事業者へ通知します。

9 補助金の支払い

上記8(3)により額の確定後、速やかにユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業交付請求書（交付要領別記様式第9号）を提出してください。

10 年度報告

補助対象事業者は、事業計画書上の事業内容を誠実に実施し、県に対し、ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助事業年度報告書（交付要領別記様式第11号）により、該当年度の3月1日までに報告をしてください。

本報告は、事業完了の属する会計年度から起算して3年の間、毎年度提出してください。

11 その他

- (1) 補助金の交付対象となる事業は、原則として交付決定後に着手することができます。交付決定前の事前着手は交付対象外となるので、留意してください。ただし、交付決定の内示後、事前着手届出を提出した場合は、例外的に事前着手することができます。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助年度終了後5年間保存してください。
- (3) 応募者は、応募書類の提出を持って、補助金等交付規則及びユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金補助金交付要綱・要領の記載内容に同意したものとします。

12 交付要綱、交付要領、様式集等

詳細については、要綱等をご確認ください。

【交付要綱】 ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要綱

【交付要領】 ユニバーサルツーリズム推進機器導入等補助金交付要領

【様式】 交付要領別記様式第1号～第11号

13 問合せ・応募書類の提出先

お問合せ・応募書類の提出先については、次のとおりとします。

長野県観光スポーツ部山岳高原観光課（長野県長野市大字南長野字幅下692-2）

TEL：026-235-7251（直通） E-Mail：mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

（参考）全体の流れ

